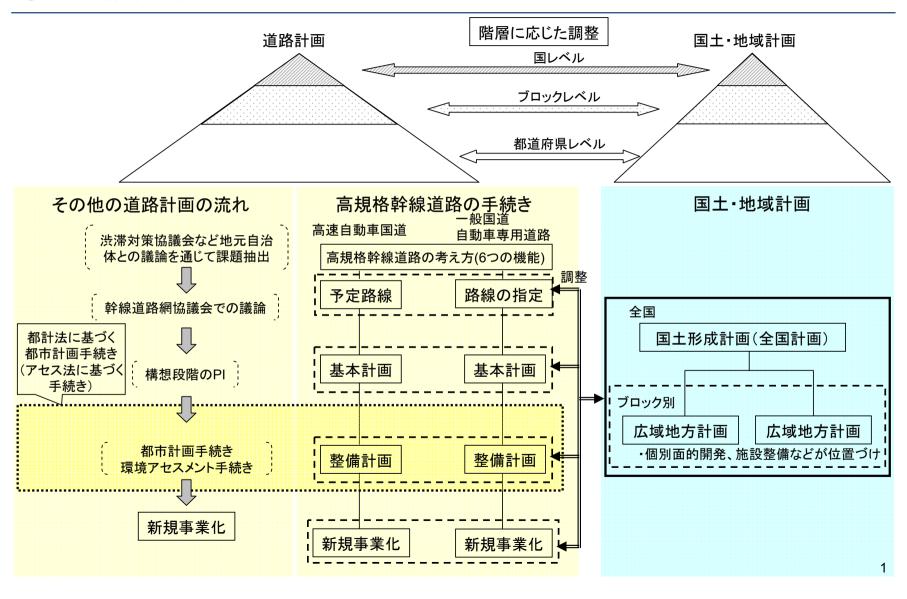
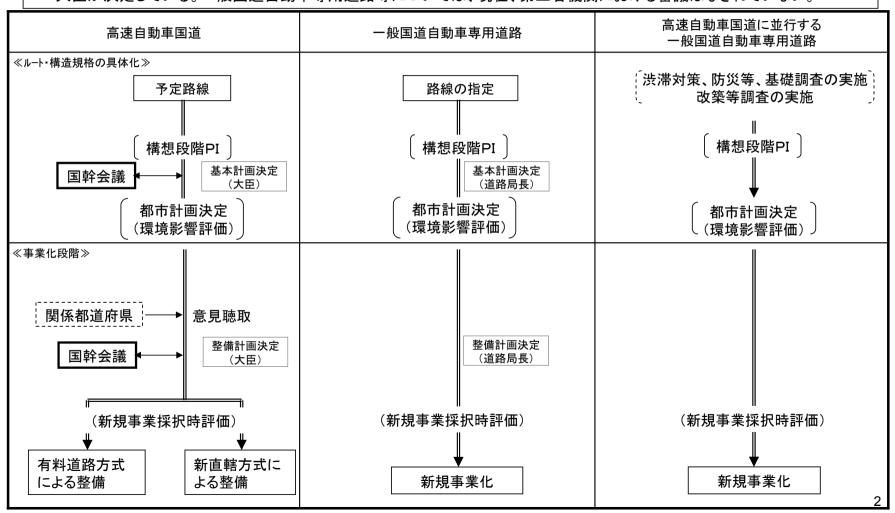
高規格幹線道路等の現在の手続き

① 計画体系の考え方



② 高規格幹線道路等の現在の手続き

1. 高速自動車国道は、基本計画、整備計画の策定について、国土開発幹線自動車道建設会議(以下、国幹会議)の議を経て、 大臣が決定している。一般国道自動車専用道路等については、現在、第三者機関における審議はなされていない。



③ 高規格幹線道路の現在の手続き(各段階での審議事項)

1. 高規格幹線道路は、基本計画、整備計画を策定しながら、事業実施に向けた手続きを進めている。

	決定事項	
	高速自動車国道	一般国道自動車専用道路
基本計画	 建設線の区間 建設線の主たる経過地 標準車線数 設計速度 道路等との連結地 建設主体 	 一般国道路線名 区間及び概略延長 経過する主要市町村名 構造規格(標準車線数、設計速度)
整備計画	 1. 経過する市町村名 2. 車線数 3. 設計速度 4. 連結位置及び連結予定施設 5. 工事に要する費用の概算額 6. その他必要な事項 	1. 一般国道路線名 2. 区間及び延長 3. 経過市町村名 4. 構造規格(車線数、種級区分、設計速度、幅員) 5. 連結位置・連結予定施設 6. 工事に要する費用の概算額

4 その他の道路の現在の手続き

- 1. その他の一般国道等についても、都市計画決定や、新規事業採択時評価など、所要の手続きを経て、事業を実施している。
- 2. 地域高規格道路については、その他に、調査区間や整備区間を指定しながら、整備を進めている。

